

令和4年12月15日

認可保育園・認定こども園・認可外保育園・放課後児童クラブ  
保護者様

八重瀬町長 新垣 安弘  
(公印省略)

施設における新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）が主流である間の  
濃厚接触者及び接触者の対応等の変更について

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県において、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に対応した濃厚接触者及び接  
触者の対応方針変更の考え方が示されたことから、八重瀬町においても県の対処方針に沿っ  
て、以下の対応としますので周知いたします（令和4年12月15日適用）。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策等宜しくお願い致します。

※今回の対応方法変更による抗原検査キットについては、就学児（小学生以上）と未就学児  
（小学生未満）で、使用できる種類に次のとおり違いがありますのでご注意ください。

就学児：鼻腔検体用検査キット（症状無しも可）、唾液検体用検査キット（症状有のみ）

未就学児：唾液検体用検査キット（症状有のみ）

#### 【施設内で感染者が出た場合】

○無症状者

・行動制限無し（施設利用可能（保育料等減免対象外））。

○有症状者→登園／出勤等自粛・医療機関を受診

（軽症の場合は、家庭で※抗原検査キット使用）

・陽性となった場合は、発症日を0日目として7日間（仮に無症状の場合は検体採取日を0  
日目として7日間（就学児：5日目に※抗原検査キットで陰性確認できた場合は5日間））

自宅療養（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免対象）

・陰性の場合は、解熱後24時間経過後から施設利用再開。（保育料等減免対象外）

#### 【同一世帯で感染者が発生した場合】（保育料等減免対象）

・濃厚接触者に特定された場合は、最終接触日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか  
遅い方を0日目として、5日間自宅待機（保健所から指示等された期間）、または職員及び  
就学児においては、2・3日目に抗原検査キットで陰性確認後、3日目に出勤・施設利用再  
開。

**【職員・園児本人が罹患した（陽性となった）場合】**（保育料等減免対象）

○有症状者

- ・発症日を0日目として7日間自宅療養（保健所から指示等された期間）。

○無症状者

- ・検体採取日から7日間（就学児：5日目に※抗原検査キットで陰性を確認した場合は5日間）

**【その他連絡事項】**

**認可保育園等の保育料等減免について**

現在、各月の出席簿を保育園より提供していただき、随時減免を行っております。減免方法は、減免計算した翌月以降の保育料に充当しております。

放課後児童クラブ及び認可外保育施設の利用料減免等については、随時実施しております。

具体的な保育料等減免対象期間については、別紙『～新型コロナウイルス感染症予防対策・施設の対応について～』をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合は、各利用施設へ報告をお願いします。報告が無い場合、減免できないことがあります。

**【今後の留意点】**

- ・家庭内に新型コロナウイルスによる濃厚接触者、体調不良（発熱、咳、鼻水、頭痛、のどの痛みなどの風邪症状）の方（園児・児童含む）がいる場合は、家庭保育のご協力をお願いします。（保育料等減免対象外）
- ・大声や飛沫が飛ぶ恐れのある状況等で飲食を共にしている場合は5日間の自宅待機もしくはPCR検査等で陰性確認後、施設利用再開を依頼する場合があります。（保育料等減免有り）

※本通知は、令和4年12月15日時点のものであり、今後、内容の変更もありえますのでご了承下さい。

八重瀬町民生部児童家庭課  
子育て支援班  
TEL：098-998-7163